

7 現代家族と家族政策

利 谷 信 義

- I はじめに
- II 戦後改革期の家族政策（第1期 1945—1954）
- III 高度経済成長期の家族政策（第2期 1955—1974）
- IV 低成長期の家族政策（第3期 1975—1988）
- V 現段階の家族政策（第4期 1989—現在）

I はじめに

この報告は、早稲田大学比較法研究所のプロジェクト「日本法の国際的文脈—その歴史と展望」の一環として要請された。報告自体は、日本における「現代家族と家族政策の動向の解明」を目的とする。しかし、そのための作業において、日本の家族政策が国際的文脈の中にあることが明らかとなる。

ところで、現代の家族政策は、どこまで遡るのか、そしてどこから出発しているかを確かめておく必要がある。さらに、現在の家族をめぐる社会の激しい変化が、その中でどのように位置づけられるか、見当をつけておきたい。

私は、1954年以来、福島正夫先生の主催する「家」制度研究会に参加し、近代日本における「家」制度の役割について検討した。そして1975年に「戦後の家族政策と家族法」を執筆した。そこでは、当時における家族政策を全体として明らかにしようという問題意識があった。当時はわからなかった

が、1975年は、それまでの経済の高度成長期の終りを画し、低成長時代の開始を示す戦後史の大きな画期であった。戦後の家族政策の全体の流れを描くという作業の結果、私はその後の変化を追求するか、それとも戦後の展開を可能とする要因をさらに過去に求めるかの二つの仕事に直面した。

前者としては、1980年に「家族政策の近況」を執筆した。これは、家庭基盤充実論に基づく日本型福祉国家論を批判したものである。当時、高齢化の急激な進行に対し、それに対処するための負担を家族に負わせようとする考え方が主張され、政策もその方向をたどり、日本の高齢者政策は著しい立ち遅れを示した。1984年の「家族と福祉―老親扶養を中心に」は、そのことを明らかにするための作業であった。

後者としては、1984年に「戦時体制と家族」を執筆した。この作業によって、当初考えていたことと異なり、戦時体制における家族政策は、戦後の家族政策とまったく断絶したものではなく、むしろその基盤をなしていたこと、家族政策は、総動員的性格を持ちうることに気づかされた。その意味では、現代の家族政策の出発点を戦後に置くとしても、戦時体制から戦後への転換の仕方について、さらに検討を必要とする。

さらに、近過去である90年代以降の十数年の状況について、十分な検討が必要である。この間、家族政策における新しい現象が見られたからであり、私自身そのことを、つよく感じてきた。私は1989年から総理府婦人問題企画推進有識者会議の委員となり、91年には新国内行動計画第一次改定に関与した。その報告書は、「男女共同参画型社会を目指す」を副題とした。その内容を実を明らかにする作業は、総理府男女共同参画審議会における討議においてなされ、1996年の「男女共同参画ビジョン」に結実した。そこでは基本法の必要性も主張され、99年に男女共同参画社会基本法が制定された。そしていま、基本法は厳しいバックラッシュにさらされている。

このように、私は家族政策の変化のいくつかの局面を検討する機会を与えられてきた。

しかし、その全体の流れをつかむには至っていない。最近その作業に取り組んでおり、2003年の「現代日本の家族政策ノート」、及び2005年の「現代

家族と家族法—家族政策に関連して」の執筆を試みた。この報告もその一環である。

さて、家族政策の変化に関する全体の流れをつかむために、二つのことが必要であると考えた。

ひとつは、複雑な諸現象の関連性をつかむために、検討対象とする時代について、適切な区分をすることである。以上に述べた私自身の研究からして、検討対象を第2次大戦後とし、さしあたり以下の4区分を採用する。

第1期は、敗戦の1945年以降の戦後改革期、第2期は、1955年からの経済の高度成長期、題3期は、73年のオイルショックを経て、75年以降の経済の低成長期、第4期（現段階）は、冷戦が終了し、アメリカ的グローバリゼーションが進行した80年代末から90年代以降とする。

いまひとつは、家族を孤立して捉えるのではなく、特に、それを支える「地域社会」、及び企業を中心とする「組織体」（＝労働市場）のあり方（この両者を「社会」とする）、さらに「国家」との関係に留意することである。家族政策の意味も、そのことを通じて明らかになるであろう。

II 戦後改革期の家族政策（第1期 1945—1954）

第1期の家族政策の最も重要なものは、明治民法の「家」制度の廃止、及び新たな家族像の設定である。

1 「家」制度の廃止

「家」制度の廃止の意味を明らかにするためには、第一に、「家」制度が、戦前の日本社会にとってどのような意味を持ったのか。また、第二になぜこれを廃止するに至ったかを説明する必要がある。

結論的にいうならば、「家」制度は、国家による資本主義の育成に適合するように、家族を構成したものであり、その手段こそが、身分別編製を廃し、居住地ごとに編製された全国統一の戸籍であった。明治政府は、成立当初から戸籍による人民の把握に努め、1871（明治4）年の戸籍法は、居住地

に即して、全人民を「戸」を単位として把握した。戸籍法によって把握した「戸」＝家族を、実体法的に捉えたものが民法の「家」である。「家」は、戸主権と家督相続を中心として構成された権威的な家族秩序である。しかし、それは日本近代の産物であり、近代的な財産法との調整もなされており、封建的なものではない。特に、「関係」（続き柄）において個人を把握し、これを統制するという戸籍の思想は、形を変えながらも、今日においてなお根強いことを忘れてはならない。

しかし明治民法の「家」制度は、資本主義の発展に伴って矛盾を露呈した。とくに、日露戦争から第一次大戦後にかけての都市への人口移動、都市における核家族の増加は、「家」と現実の家族生活＝世帯とのずれを生み、「家」制度の形骸化をもたらした。末弘巖太郎「一片の紙片としての家族制度」は、このような事態を批判した。

1914（大正3）年の戸籍法改正、寄留法の制定は、現実の家族を把握しようとする努力の現われであり、さらに1919年に設置された臨時法制審議会が民法改正に着手した。民法改正の指導に当たった富井政章は、「家」を小さくして、その代わり固くしたい、と述べた。1927年に公表された民法改正要綱は、親族の範囲の拡大など観念的に権威的秩序を強化したが、戸主権の制限、妻の地位の向上、家督相続制度の緩和など、実質的には「家」制度の現代化を志向していた。改正条文の起草作業は第二次大戦中まで続けられたが、ついに完成に至らなかった。

他方、1938年に国家総動員法が施行され、戦時法体制が進行した。家族に対する規制も、民法改正を待たず、これに対応することを迫られた。1939年、出征兵士の留守宅の家事紛争解決を直接の動機として人事調停法が制定された。また、物資統制による配給制度を実施するために、地域社会と家族＝世帯の統制が不可欠となった。そのため、1940年に、部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱が通達され、また、世帯台帳が作成された。企業における家族手当制度が出来たのもこの年であった。野口悠紀雄は、「1940年体制」を提唱し、それが戦後体制に連続すると主張しているが、これは、私の戦時体制における家族の分析とも一致する面を持っている。

しかし、このような「家」制度の改革が、その廃止に直ちに繋がるわけではない。臨時法制審議会は「家」の廃止をまったく想定せず、要綱に基づく立法作業も同様であった。戦後改革の一環として実施された家族制度改革でも、「家」制度を残す可能性が無かったとは言えなかった。韓国民法は「家」を認め、そのため「家」の廃止に長い時間を要した。日本がそうならなかったのは、日本国憲法が個人の尊厳と男女平等の原則を確立したこと、我妻栄・中川善之助など起草委員が民法でもその原則を実現することに努力したこと、これを占領軍が支持したことによる。

2 現行家族法の特質

現行家族法の特質は、先取性と柔軟性とに求められる。

先取性とは、改正民法が国連憲章やポツダム宣言、日本国憲法に示された当時の基本的人権の保障の最高水準に即した内容を持ったことである。個人の尊厳や男女平等・夫婦平等に反する規定は一掃されねばならなかった。その点からしても、「家」制度の廃止は当然であった。しかし牧野英一を中心とする保守派がこれに強く反対し、「家」制度の廃止は難航した。

柔軟性とは、具体的事情に即した解決を得るため、それを当事者の協議に委ねることを意味する。家庭裁判所は、協議をバックアップするため調停・審判を行う。しかし、この制度は当事者の力関係に影響される面を持つことに注意すべきである。

かくして改正家族法は、当時の社会関係よりもはるかに進んだ先取り性を持つとともに、現実の社会関係と妥協する柔軟性をも備えていた。この点に関連して、家族法を支える家族像において二つの魂があったことを指摘しておこう。ひとつは、起草者たちが、現実の家族生活に即して規律するために追求した家族形態、すなわち核家族であった。

これに対して、牧野英一は直系家族を家族像とすることを強く主張し、730条（直系血族及び同居の親族間における扶けあい）を民法に規定することに成功した。

起草者は、730条は訓示規定、モラル規定であり、法解釈としては実質を

与えない方向を示唆した。

民法改正に関連して、戸籍をどうするかが問題となった。これを個人籍とする意見も無いわけではなかったが、戸籍制度そのものは維持され、その編製は、夫婦と、夫婦と氏を同じくする未婚の子とされた。これは、ほぼ核家族と等しい。

これに対して、直系家族は、その一部が1951年の住民登録法による住民票における世帯によって表現された。1967年の住民基本台帳法は、基本は個人単位であるが、市町村長は、適当と認めるときは、全部または一部を世帯単位とすることができる。

こうして市町村における戸籍と住民登録が、国家による家族統制の重要な手段として整備された。さらに、家庭裁判所、児童相談所、福祉事務所が、これをバックアップした。

Ⅲ 高度経済成長期の家族政策（第2期 1955—1974）

1 高度経済成長に伴う家族と組織体

高度経済成長による産業間、地域間の大量の労働力移動と少子化の進行により、世帯規模は急激に縮小し、核家族化が進んだ。第一回国勢調査の行われた1920年から55年まで、ほぼ平均世帯規模は5人であったが、その後10年そこそこで三人台となった。アメリカのような急激な変化をした社会でも80年、ヨーロッパでは100年以上かかったのであるから、日本の家族の変化がいかに急激だったかが分かる。改正家族法が、この変化に好都合であったことは確かである。しかし、その家族関係は、改正家族法が意図した民主的家族とは言いがたい。

新たな家族の根本的な特色は、経済の高度成長に適応したことである。家族内において、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という男女の固定的役割分担が徹底した。

高度経済成長は自営業の衰退を促進し、社会関係は、企業、政府、地方自

治体, その他の組織体が支配的となり, 労働力はサラリーマン化した。組織体においても, 男女の固定的役割分担の影響は決定的であった。女性は補助労働力に過ぎず, 結婚退職制, 早期定年制の対象とされた。職場は, 「内助の功つき労働力」(布施晶子) としての男性労働力を基幹とした。

このようにして, 男女の固定的役割分担は, 家族と組織体の双方を貫徹した。両者の関係は, 組織体における職場のあり方が, 家族のあり方を規定したものと見ることができる。

2 組織体の家族政策

組織体は, その労働力を安定的に確保するために, 家族関係の形成の促進, 安定をはかる政策を発展させた。戦前から大企業において萌芽的にみられたが, この時期に組織体の全体に広がった終身雇用と年功序列賃金は, 初めは賃金が少ないが, 次第に上昇し, 家族の形成を可能とする。寮や社宅など企業福祉がそれを補強した。さらに医療保険, 雇用保険, 厚生年金保険について企業が保険料の半額を負担する(13.57%の保険料の半額)。支払いの原資は, 高度経済成長が可能とした。終身雇用と年功序列賃金は男性のためのものであり, その反面, 多くの企業が女性に対して結婚退職制, 早期退職制を採用したことは前に述べた。

3 国家の家族政策

国家の家族政策は, 組織体の家族政策をバックアップした。それは, 医療保険, 雇用保険, 厚生年金保険の制度化を中心とするが, 専業主婦の保護や離婚の制約にも表れた。

女性の労働力は, 戦後絶対数としては増加したが, 第一次産業の縮小と組織体の増加によるサラリーマン化が進む中で, 徹底した性別役割分業に巻き込まれた女性の非労働力化により, 女性の労働力率は1975年までほぼ一貫して低下した。それは女性の専業主婦化であった。これを政策的に保護する政策が採られた。例えば, 所得税における配偶者控除は, 組織体の家族手当と連動し, それがもらえ, かつ夫の配偶者控除の適用がある限度で既婚女性の

労働市場進出がなされた。家族に関する国の政策と組織体の政策とが、ここでドッキングした。また、国民年金法は個人加入であるが、3号被保険者制度は、保険料を負担しない専業主婦に年金権を与えた。さらに、健康保険における家族保障も、婚姻・家族の安定性を強化した。

しかし、核家族化と、家族と組織体を貫徹する男女の固定的役割分担は、家族関係の内実の貧困をもたらした。結婚は、家事・育児・介護をしない、できない男性を、社会で働かない、働けない女性とのドッキングである。

IV 低成長期の家族政策（第3期 1975—1988）

1 男女の固定的役割分担の矛盾

1973年のオイルショックは日本経済を混乱に陥れた。経済の高度成長は終わり、低成長時代に入った。企業はそれを乗り切ったが、その手段はリストラと労働強化であり、また女性労働力のいっそうの利用であった。75年まで低下した女性の労働力率は、その後ほぼ一貫して上昇した。女子差別撤廃条約の批准（1985年）と男女雇用機会均等法の制定（1986年）がこれを促進した。女性労働力は、パートタイマーが支配的であり、しかも極端なM字型就業形態を示しつつも、就業人口の40%を超えた。男女の固定的役割分担が維持されたままで女性が働くことは、女性に過重労働を強いることになり、家族関係の不安定化を招き、社会的緊張を生じた。家族と組織体を貫徹する男女の固定的役割分担が、見直しを要求されるのは当然であった。

もっとも、それは容易に進捗しなかった。それどころか、低成長による財政の逼迫により、1979年の自民党政調会「家庭基盤の充実にに関する対策要綱」に見られるように、女性の負担に帰着する家族依存の方向がとられた。

2 家族政策の変容

このような屈折があったにもかかわらず、家族政策は徐々に変容した。

第1は、女性の要求を認めた裁判の動きであった。1966年の東京地裁判決

以来、結婚退職制を違憲ないし公序良俗違反とする下級審判決が積み重ねられ、1981年の最高裁判決もこれを無効とした。

第2は国際的な影響である。1975年に世界女性会議が開かれ、世界行動計画が策定された。その中で、3点を注目すべきである。

その第1点は、家族的責任を男女がともに負うべきものとしたことである。これは、後に家族的責任を持つ男女労働者に関する条約に結実した(1981年国連採択、1995年日本批准)。

第2点は、各国に対し国家機構の高いところに男女平等のためのナショナルマシーナリー(国内本部機構)をおくことを要請したことであり、日本の対応は後述する。

第3点は、理想を掲げるだけでなく、期限を切って成果を確認するゴール・アンド・タイムテーブルの考え方の導入である。「国連女性の10年」もその一環であった。

このように、世界行動計画は、男女平等の推進において画期的な役割を果たした。これに対して当時の三木内閣は、国内本部機構として内閣に婦人問題企画推進本部を設置し、1977年に国内行動計画を策定した。ここに国際的な動きと日本政府の女性政策とが連動した。

3 女性の過重負担と社会システムの転換の必要性

家族的責任を負いつつ就労する女性が、家庭と仕事を両立させることは至難であった。このことは、婚姻率の低下、離婚率の上昇、晩婚化、非婚化による合計特殊出生率の低下に繋がったと考えられる。女性の就労が進むにつれて、わずかに専業主婦によって支えられていた地域社会も崩壊した。家庭基盤充実論が依拠しようとする家族の力は失われていた。家族、地域社会、組織体のあり方の再検討、相互関係の調整こそが必要となり、政策もその方向をとらざるをえなくなった。

V 現段階の家族政策（第4期 1989—現在）

1 男女共同参画社会への動き

このような方向の発展は、少子高齢化の急激な進行によるところが大きい。1989年には、高齢化に本格的に対処するため、「ゴールドプラン」（高齢者保健福祉10ヵ年戦略）が策定された。また、この年の合計特殊出生率が1.57に低下したことは、1990年の6月の発表によってひろく各界に大きなショックを与えた。このとき有識者会議に出席した海部首相は、このことの重大性を強調し、その原因は何か、有効な対策は何か、という問題提起をした。その後、高齢化対策、少子化対策を中心として家族政策が急速に発展した。

高齢化については、1990年に老人福祉関係8法の改正、1991年に老人保健法改正、1995年に高齢社会対策基本法、1998年に介護保険法、1999年に成年後見関連4法の制定が行われた。

少子化については、1991年に育児休業法の制定、1994年にエンゼルプラン（子育て支援総合事業計画）の策定、1995年には少子化と高齢化にまたがる育児・介護休業法が制定された。さらに2003年には少子化対策基本法、次世代育成法が制定された。

これらは、少子高齢化の危機的な状況に対応するものである。しかし、このような状況を真に克服するためには、家族、地域社会、組織体の新たなあり方と相互関係を構築しなければならない。1987年の「西暦2000年にむけての新国内行動計画」を発展させた1991年の「新国内行動計画第一次改定」は、そのために、「男女共同参画型社会を目指す」とこととした。さらに、1996年の「男女共同参画ビジョン」は、男女共同参画社会の内容を明らかにした。それは、家族と組織体を貫く男女の性別分業を改革するために、政策の総合化、システム化を図るものであった。そしてこれを実現するために、1999年の男女共同参画社会基本法が制定された。基本法に対応する国内本部

機構は、2001年の省庁再編によって内閣府に設置された男女共同参画会議とその事務局としての男女共同参画局である。担当大臣は、省庁を束ねる内閣官房長官であり、あらゆる政策が男女共同参画の観点から調整されることとなった。

このような国内の流れをバックアップしたのは、1979年の「女子差別撤廃条約」の採択（日本の批准は1985年）、1985年の「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」、1990年の「ナイロビ将来戦略・勧告」から、1995年の「世界女性会議」（北京）にいたる国際的な動きであった。

2 家族政策の新たな展開

これまで述べたことからすれば、家族政策の総合化、システム化が男女共同参画社会の実現に向けて順調に進んでいるかのように見えるかも知れない。しかし、90年代後半以降の状況は、必ずしも樂觀を許さないように思われる。諸領域の問題点を概観しよう。

① 女性労働政策の動き 男女共同参画の実現のためには、男女の労働における均等待遇の徹底と女性の職域の拡大を必要とする。1986年の男女雇用機会均等法は、その点においてザル法と批判され、1998年に均等法、労働基準法、育児介護休業法の改正が行われた。均等法は男女の均等処遇を進めたが、他方、基準法は女性保護規定を撤廃し、その代わりに、育児介護休業法において、一定の保育・介護要件を充たす場合には、深夜労働をさせないこととした。これは、均等待遇と保護規定とはトレードオフの関係にあるべきだという雇用側の主張によるものであり、男女の性別分業が維持される限り、女性のフルタイムでの就業は、むしろ制約が大きくなった観がある。

② 子供をめぐる家族政策 現在、登校拒否、引きこもり、荒れる教室、家庭内暴力、児童虐待など、次世代労働力の再生産が脅かされているとして、家族と学校の責任の追及が熾烈に行われている。これらに対する政策的対応は、2000年の少年法の改正、2004年の児童虐待防止法など、少年に対して厳罰を以って臨むこと、及び家族、特に問題を持つ家族に対する介入の強化であった。

③ 女性に対する犯罪の取締り 現在，男女交際や夫婦関係における暴行の発生など，家族の形成と維持が容易でなくなった。2000年のストーカー行為等規制法は，つきまとい行為に対して，また，2001年の配偶者暴力防止法は，配偶者の暴力を犯罪であるとして，警察と裁判所の介入を認めた。

④ 家庭の崩壊とホームレス 2003年3月の厚生労働省調査によれば，ホームレスは2万5千人を超えている。潜在するものを考慮に入れると，日本社会のセーフティネットの脆弱さは明白である。2002年のホームレス自立支援特別措置法は，ホームレスの自立の支援などを規定するが，ホームレスと地域社会との軋轢への対策という面が強い。

⑤ 住民基本台帳ネットワーク 1999年の住民基本台帳法改正によって，住民票コードが導入され，本人確認情報を提供する住民基本台帳ネットワークが，若干の自治体による反対を伴いつつも，2002年から全体として稼働を始めた。これについては，市民のプライバシーと安全との矛盾，監視社会，監視国家化の危険性をめぐって論争が行われ，それはまだ続けられている。

3 家族と社会と国家

以上を通観して見えてくるのは，家族のあり方に対し，家族政策が果たしてきた重要な役割である。巨視的な考察の一助として，試みに以下三つの図を示してみよう。

第1図は，第2次大戦前の明治民法下の「国家」，「社会」，「家族」を示した。ここでは「国家」は「社会」を従属させつつ「家族」を支配した（軍事的支配を含む）。

第2図は，改正民法下の第1期における「国家」，「社会」，「家族」を示した。ここでは，「国家」が「社会」を従属させつつも，敗戦による制約（特に非軍事化）を受けているのに対し，基本的人権を保障された個人からなる「家族」は，「国家」に対して相対的な自立性を持った。

第3図は，UCLAのオルセン教授のセミナーにおける図にヒントを得たものであるが，第2期の高度経済成長期における「国家」，「社会」，「家族」を示した。ここでは，「社会」は「国家」に対して相対的自立性を持つと

もに、自己の家族政策によって「家族」を支配し、「国家」がこれを補完した。先述のように、「国家」と「組織体」、特に企業の家族政策のもとで、経済の高度成長にきわめて適合した「家族」が形成された。そこでは、「家族」、「組織体」、「地域社会」が、強固な関係性を確立した。「家族」と「組織体」は、男女の固定的役割分担により相互補完関係に立ち、「家族」と「地域社会」との間にも相互補完関係が成立した。しかし、家族関係と地域社会の内実は貧困であった。

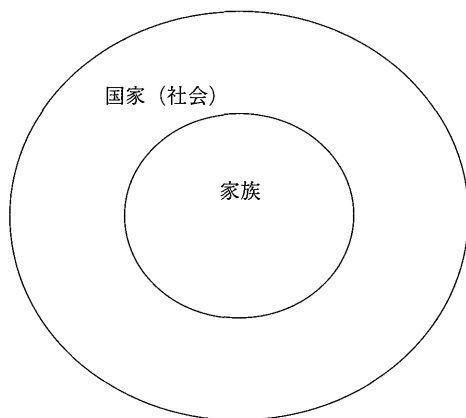
しかし、第3期の低成長期において、リストラ、労働強化、女性の就業により、家族関係の多様化と脆弱化が進行し、「家族」、「組織体」、「地域社会」の関係性が動揺した。家族をめぐる多様な問題が噴出した。

第4期としての現段階は、これらの問題を解決するために、男女共同参画社会として新たなシステムの構築を進め、家族関係や地域社会の内実を充実させるとともに、組織体における働き方を、より人間的なものとしようとしている。しかし、これに対するバックラッシュの動きも容易ならぬものがある。焦点は、男女の固定的役割分担の改革をどのように進めるか、また、家族の抱える諸問題に対してどのように対処するか、例えば、家族や地域社会の内実を充実させ、組織体における働き方をより人間的なものとするよう努力するか、それとも家族や地域社会に対する国家介入を強化し問題を押し込め込むか、に帰着するように思われる。私たちは、第4図をどのように描くことができるのであろうか。

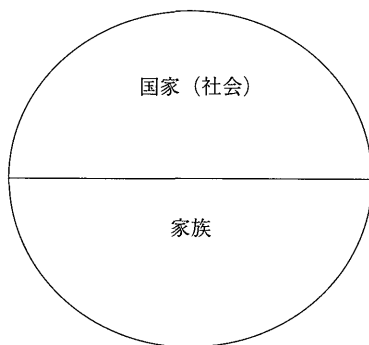
この問題を解決するために、私たちは、「家族」、「社会」（地域社会と組織体）、「国家」のあり方を再検討しなければならない。これは、パラダイムの転換というにふさわしい。私たちの先輩は、「家」制度の廃止と新たな家族像の確立というパラダイムの転換に直面し、これに対処した。いま私たちは、私たち自身の課題に直面しているのであり、これに対処する責務を負っている。戦前と戦後との関係、移行の仕方についても、改めて検討することが必要である。

主要参考文献

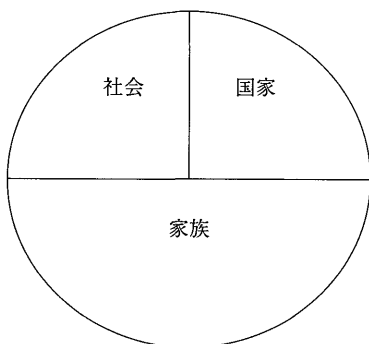
- ・ 利谷信義「戸籍の思想」『思想の科学』126号，利谷信義『家族と国家』筑摩書房，1987年に収録
- ・ 同「戦後の家族政策と家族法」，福島正夫編『家族一政策と法 第1巻』東京大学出版会，1975年
- ・ 同「序説―戦後法社会学の主要な問題関心の推移について」，日本法学会編『日本の法社会学』有斐閣，1979年，同『日本の法を考える』東京大学出版会，1985年に収録
- ・ 同「家族政策の近況」『国民教育』44号，1980年，同『家族と国家』筑摩書房，1987年に収録
- ・ 同「戦時体制と家族」，福島正夫編『家族一政策と法 第6巻』東京大学出版会，1984年
- ・ 同「家族と福祉―老親扶養を中心として」，東京大学社会科学研究所編『福祉国家4』東京大学出版会，1984年
- ・ 同「男女平等と男女の性別分業」『法律時報』58巻8号，1987年
- ・ 同「民法における家族」『講座家族心理学 第1巻 変貌する家族―その現実と未来』金子書房，1989年
- ・ 同「家族観の変遷と家族法」『法律時報』65巻12号，1993年
- ・ 同「夫婦別姓と新しい家族像」『季刊人間と教育』13号，1997年
- ・ 同「男女共同参画社会の意義」『都市問題研究』50巻9号，1998年
- ・ 同「第二次大戦後における家族と法」，比較家族史学会編『家族・世紀を超えて』日本経済評論社，2002年
- ・ 男女共同参画会議・影響調査専門調査会『「ライフスタイルの選択と生成・社会保障制度・雇傭システム」に関する報告』2002年12月
- ・ 橘木俊昭「企業は“福祉”に関与しなくてもよい」『JILI FORUM』（2003年，No.12）
- ・ 西川真規子「1990年代の日本女性の労働供給に関する考察」『社会科学研究』54巻6号，2003年
- ・ 利谷信義「現代日本の家族政策ノート」『社会福祉研究』88号，2003年
- ・ 坂東真理子『男女共同参画社会へ』勁草書房，2004年
- ・ 利谷信義「男女共同参画社会基本法の5年間」『日本の科学者』39巻9号，2004年
- ・ 同「現代家族と家族法」『現代法学』9号，2005年



第1図



第2図



第3図

（あとがき）

この論文は、2003年12月1日、早稲田大学比較法研究所（木棚照一所長）の研究会において、戒能通厚教授の司会のもとになされた報告を加除修正したものである。報告の機会を与えて下さった早稲田大学比較法研究所に、心からお礼を申し上げたい。

研究会では、まず、棚村政行教授から以下のようなコメントがなされた。「家族と法、家族と国家を見るときに、まず現実の家族がこういった形態をとっているか、どんな実情、実態にあるのか、法のシステムはどのような家族モデル、家族像をもって規制をかけようとしているのか、国家はどんな目的のために、どのような家族像を計画的に生産したり、追求しようとしているのか、それぞれの視角から、3者の複雑に交錯する場面を時代的に、あるいは社会的に分析検討することが、先生の基本的なアプローチである。特に家族と国家との関係の解明は、そのときどきの家族政策の動きとともに、家族を支えている法の構造、あるいは、法律の機能を各構成要素ごとに分析することで、初めて可能なのだとしている」とし、戦後の四つの時期についてコメントした上で、「人権宣言や国際人権規約、こういった国際的な条約の批准、承認により国家としての責務が発生する。これによって、外圧的に国内法のシステムや国家による家族政策が非常に大きく左右される。家族の国際化は現実にはどんどん進行していくとともに、法の側面、家族政策の側面でも、家族内での個人の人権の保障の強化、促進をする。他方、国内法を支えている様々な独自の文化や歴史、宗教、伝統との緊張、衝突関係をもたらす。そして最終的には古い価値と新しい理念とを調整するために、法がどのような役割を果たしていくか、ということも非常に重要になってくる。家族、国家、社会、この3者の関係は、まさに第四期の現在にあって、責任と役割分担とをどうやって明確にしていくか、そして、公と私との、対抗、緊張関係、融和と支援と協力関係、こういう相対立するような要請の調和点をどのように見つけていくかが非常に重要になってきている。周辺の領域でのいろいろな変動で言えば、市民運動がどうなっていくのか、あるいは教育改革、あるいは政府全体の「小さな政府」と言われるような動きとか、ある

いは、グローバル化、こういった大きなところの変動も、総体として考察の対象として、家族に対する法の政策というものが検討されなければならない。」「これを具体的にどのように展開するかというときに、男女共同参画やアフーマティブアクションをどのように位置づけていったらいいのか。さらに、個人の自立、集団としての家族に、法の規制はどうあるべきか。国が、本来はプライベートである「私」の領域に、あるときには刑罰をもって入っていくということがある。それに対する警鐘なり警戒が出てくるが、難しいのは、保護を求めたり福祉ということで何かを求めたりする一方で、「私」の空間に対して入ってくることを拒む場合には、自主的な規制が内実化しないといけない。日本全体を考えても、「公」から何を求めて「私」はどれだけ自己を確立できるか、ということが問題になってくる。このことは、宗教でも大学でもどこでも求められている。3者の緊張関係と協力関係をつくるために、どういう責任を誰が、どういう形で分担をしていくかということを考えるというのが、利谷報告が一番示唆するところだろう。」

また、岩志和一郎教授は次のように質問された。「戦後50年近く大きな民法改正が行われなかったが、家族の実態は大きく変わってきている。しかし今回の改正要綱は何を家族モデルとしているのか基本像がつかめない。どう考えるべきか。」

また、棚沢能生教授は、以下のような質問ないし問題提起をされた。「第4期（89年以降）において、日本社会は経済のグローバル化の動きのなかに飲み込まれていく。それへの対応として、国家社会の構造を変えていかなければならないという時期であり、市場的な社会関係を社会の隅々まで徹底させていくという動きがあった。これに対して、市場的な社会関係が必ずしも適合的ではない、医療、教育、農業といったところで、市場的な社会関係の線をどう引くのか、ということが一つの大きな課題である。そういう改革が必要だと思っている政府なり、それを理論的に支えている学問は、どういう観点から家族をどう捉えているのか。これにたいして、家族の内実の充実化は、男女共同参画ということではしかあり得ないのか。こういった問題は先程の市場化の議論とどう関わってくるのか。また、男女共同参画に対する逆風

はどこから来ているのか。全体的に新自由主義的な市場化の改革が進んでいるなかで、そういう勢力と逆風を吹かせているのは同じなのか、違うのか。そのなかで家族というものがどう位置づけられようとしているのか。」「男女共同参画によって家族の内実を充実化させるというのは、家族政策は、家族というものが前提としてあって、その内実の充実化を一つの方向付けとしてやっていく。その場合には男女共同参画は、前提にあるのではなくて、家族の充実化の要件である。すると、その家族とは一体何か。」「市場は、商品を通じて社会生活の需要を満たしていく。しかし、今まで、家族が家族として充足していた方法がますます商品化されていくとしても、市場では満たせない需要充足の仕方があり、家族しか提供できないとすれば、それは家族に残ると思う。家族を広げた共同社会での社会化ということもありうる。家族を考える場合には、そういった生活の需要の充足の手段として、家族ならではのものがあるのではないか、というのも一つの観点ではなかろうかと思う。」

さらに、一家綱邦氏（早稲田大学院生）は、以下の質問をされた。「ゼミでも議論したが、生殖技術の問題などを考えていくと、一体家族というものは今後どうなるのだろうかという問題もある。このような問題を、今日の議論の中でどのように処理されるのか。」

岩志教授の質問に対し、私は、「96年の民法改正要綱は、民法改正としては基本的なもので、子供の権利、女性の権利の保障にとっては適切なものであり、これまで民法の柔軟性によって回避されていた改正に対し、最小限の応え方をしたもので、ヨーロッパなどと比べるとまだ立ち遅れている。それすら実現しないのは遺憾である。しかも、新たな家族像を明確に示しているわけではない。しかし、構造的な転換を考える時期にきていると思う」と答えた。

棚沢教授に対して、私は以下のように答えた。「家族をどう捉えるかが問題の核心だと思う。私の図のどれもが家族の領域を示しているが、現在については、これ自体が問題となる。「個人化する家族」の観点からすれば、すでに市場のなかに家族は飲み込まれ、家族は単位でなく、個人が単位である、とする考え方もありうる。家族を前提とし、その内実の充実を言うのは

イリュージョンかもしれない。しかし、私は人間にとって、最小の親密圏であり、連帯の基礎としての家族を前提としてものを考えている。それを基盤として、民法の「人、物、行為」も成り立っていると考ええる。連帯なくして社会関係はない。連帯の一つとして家族を前提としている。」と答えた。

一家氏の質問は、早稲田大学大学院においてゼミ参加者と議論したところである。いまの私には、この報告の枠組みの中で、この問題を位置づける用意はまだ無い。

以上、報告に対し、きわめて有益なコメントと質問を寄せてくださったことに対し、厚く感謝の意を表したい。満足なお答えができなかったが、いつの日か十分なお答えのできることを希望している。なお、以上各氏のコメント及び質問は私が要約したものであり、その内容の責任は私にある。